

# 令和8年度 三沢市空き家流通促進事業費補助金交付要綱

(令和8年3月17日制定)

(趣旨)

第1条 三沢市は、空き家の流通促進による既存住宅ストックの活用のため、空き家の売買等に要する経費について、令和8年度予算の範囲内で三沢市空き家流通促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三沢市補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。

(2) 登録者

三沢市空き家バンク実施要綱（令和7年9月1日制定）第5条第4項に規定する空き家等登録者をいう。

(3) 三沢市空き家バンク

三沢市空き家バンク実施要綱第2条第3号に規定する制度をいう。

(4) 購入者

三沢市空き家バンク実施要綱第8条に規定する方法により、三沢市空き家バンクの利用を申し込んだ個人で登録者と売買契約を締結している者をいう。

(5) リフォーム・リノベーション工事

住宅としての機能を維持若しくは向上させるための修繕、模様替え、改修等の工事で、次に掲げるものをいい、市内に本店、支店等を有する法人及び個人事業主が全部又は一部を施工する工事をいう。

ア 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事

イ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事

ウ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事

エ 電気、ガス等の設備工事

オ トイレ、風呂、キッチン等の改修による給排水工事

カ その他市長が認める工事

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 三沢市空き家バンク登録物件に係る売買契約を締結した登録者及び購入者であること。
- (2) 三沢市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。（購入者に限っては補助対象世帯の構成員全員）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと。（購入者に限っては補助対象世帯の構成員全員）
- (4) 購入者は、第4条に規定する補助対象空き家に住所を移し、補助金の交付を受けた日から起算して10年以上引き続き居住する意思を有する者であること。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が補助対象物件を取得し、及び居住することにより自己又は親族が所有する住宅が空き家となる場合は、補助対象者としな

(補助対象空き家)

第4条 補助金の交付の対象となる空き家は、第1条に規定する補助金の対象事業を行う住宅であって、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 三沢市空き家バンクに登録されている物件で、売買契約が締結されている住宅
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の建築確認を受けている住宅

- (3) 居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満の店舗等併用住宅を含む。）
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する空き家は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 配偶者又は二親等以内の親族に売却する住宅
- (2) 過去に本補助金の交付を受けた者又は住宅
- (3) 過去に三沢市木造住宅耐震改修支援事業費補助金の交付を受けた又は今後受ける予定の住宅
- (4) 過去に国及び県の制度に基づくリフォーム・リノベーション工事に関する補助金の交付を受けた又は今後受ける予定の住宅
- (5) 空家法第2条第2項の特定空家等と認められた住宅  
（補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助額）

第5条 第1条に規定する補助金の対象事業、対象者、対象経費及び補助額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）は、次の表のとおりとする。

なお、リフォーム・リノベーション工事以外の対象事業については補助対象者ごとに住宅1戸につき、当該種類別補助額を合算した合計額について、10万円を上限額とする。

また、リフォーム・リノベーション工事との併用はできないものとする。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助額
不動産登記	登録者 購入者	空き家の売買に伴う所有権移転登記に係る費用として司法書士等に支払う費用のうち登録免許税額を控除した経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1戸当たり5万円を限度とする。
家財整理、搬出	登録者 購入者	空き家内にある遺品等の家財の整理及び搬出に要する費用として事業者を支払う経費。ただし、購入者にあつては、当該空き家に係る売買契約締結後、入居前に整理及び搬出する経費に限る。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1戸当たり5万円を限度とする。

取引仲介手数料	登録者 購入者	空き家の売買にあたり、 仲介業者に支払った報酬	補助対象経費に 2分の1を乗じて 得た額。ただし、 1戸当たり5万 円を限度とする。
リフォーム・ リノベーション 工事	購入者	住宅の機能を維持若し くは向上させるための 修繕、模様替え、改修等 の工事に要する経費。た だし、当該空き家に係る 売買契約締結後、入居前 にリフォーム・リノベー ションする工事に限る。	補助対象経費に 2分の1を乗じて 得た額。ただし、 1戸当たり30万 円を限度とする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、三沢市空家流通促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別表第1に定める必要書類を添えて市長に提出するものとする。

2 各補助対象事業の必要書類の提出期日は次の表のとおりとする。

補助対象事業	提出期日
不動産登記	売買契約締結の日から90日以内
家財整理、搬出	空き家バンク登録日から売買契約締結後90日以内（購入者にあつては入居前に限る）
取引仲介手数料	売買契約締結の日から90日以内
リフォーム・リノベーション工事	売買契約締結の日から90日以内かつ事業実施前

3 申請の受付期間は、令和8年4月1日から令和9年1月29日までとする。

4 受付は、先着順とし、予算の額に達した場合は申請の受付期間終了日を待たずに打ち切ることができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による申請の取下げをするときは、三沢市空家流通促進事業費補助金申請取下届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は第6条に規定する申請書を受理した場合において、当該申請書の内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは三沢市空家流通促進事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の不交付を決定した

ときは三沢市空家流通促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合でも、第11条の規定による完了報告が期限までに提出されなかったときは、当該交付の決定を取り消すことができるものとする。

3 市長は、既に決定した交付決定額の合計に申請額を加えた額が予算の範囲を超える場合、当該申請者に対する交付決定額を予算の範囲内まで減額することができる。

（申請内容の変更）

第9条 前条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該決定を受けた内容を変更しようとするときは、速やかに三沢市空家流通促進事業費補助金変更承認申請書（様式第7号）にその内容を確認することができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、三沢市空家流通促進事業費補助金変更承認通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 第1項において、補助決定者が死亡した場合は、当該補助決定者の相続人を補助決定者に読み替えるものとする。

（交付の辞退）

第10条 補助決定者は、当該交付決定通知を受けた後において補助金の交付を辞退するときは、速やかに三沢市空家流通促進事業費補助金辞退届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 前項において、補助決定者が死亡した場合は、当該補助決定者の相続人を補助決定者に読み替えるものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金の請求は、三沢市空家流通促進事業費補助金請求書（様式第10号）により行い、事業終了後に確定通知書の写しを添付して行うものとする。

（補助金の交付の方法）

第12条 補助金の交付の方法は、精算払とする。

(実績報告書等)

第13条 補助決定者は、補助金の交付決定に係る事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、三沢市空家流通促進事業費補助金実績報告書(様式第11号)に別表第2に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等により事業の完了を確認した上で補助金の額を確定し、三沢市空家流通促進事業費補助金確定通知書(様式第12号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助決定者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、三沢市空家流通促進事業費補助金返還命令書(様式第13号)により期限を定め、補助決定者に対してその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表第1

交付申請に必要なとなる添付書類（第6条関係）

### ○共通添付書類

- 1 市税の納付状況を公簿等により確認することに対する同意書（様式第2号）
- 2 誓約書（様式第3号）
- 3 補助対象空き家の所在地が分かる地図
- 4 建築確認済証の写し
- 5 補助対象空き家に係る売買契約書の写し
- 6 事業実施に係る見積書(概算)又は明細書等の写し
- 7 委任する場合は委任状
- 8 その他市長が必要と認める書類

### ○補助対象事業別添付書類

補助対象事業	添付書類
不動産登記	—
家財整理、搬出	・家財整理、搬出前の室内写真 ・処分に係る登録者の同意が得られたことを証する書類（購入者に限る。）
取引仲介手数料	—
リフォーム・リノベーション工事	・リフォーム・リノベーション前の外観及び室内の写真

## 別表第2

実績報告に必要なとなる添付書類（第13条関係）

### ○共通添付書類

- 1 事業実施に係る経費を確認できる請求書の写し
- 2 1について支払ったことが確認できる領収書又は銀行振込等の写し
- 3 補助対象空き家へ転居後の住民票の写し（購入者に限る）
- 4 その他市長が必要と認める書類

### ○補助対象事業別添付書類

補助対象事業	添付書類
不動産登記	・登記事項証明書（当該登記後）
家財整理、搬出	・家財整理、搬出後の室内写真
取引仲介手数料	—
リフォーム・リノベーション工事	・リフォーム・リノベーション後の外観及び室内の写真 ・工事請負契約書の写し

（あて先）三沢市長

（申請者）住 所  
氏 名  
電話番号

令和8年度 三沢市空家流通促進事業費補助金交付申請書

三沢市空家流通促進事業費補助金の交付を受けたいので、令和8年度三沢市空家流通促進事業費補助金交付要綱第6条第1項により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象住宅の概要  
空き家所在地 三沢市 \_\_\_\_\_  
空き家バンク物件登録番号 \_\_\_\_\_  
延床面積（併用住宅の場合は住宅部分の床面積） \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
売却・購入の種別 売却 ・ 購入 （○で囲む。）
- 2 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

算出根拠

	補助対象事業	補助対象経費	係数	交付申請額 (千円未満切捨)
①	不動産登記 (登録免許税額は除く)	円	× 1 / 2	円
②	家財整理、搬出	円	〃	円
③	取引仲介手数料	円	〃	円
④	リフォーム・リノベーション工事	円	〃	円
	合計交付申請額			円

※①～③は各種5万円、合わせて10万円を限度とし、④との併用は不可。

④は30万円を限度とする。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

（申請者）住 所  
氏 名  
電話番号  
（世帯構成員）住 所  
氏 名  
電話番号  
（世帯構成員）住 所  
氏 名  
電話番号  
（世帯構成員）住 所  
氏 名  
電話番号  
（世帯構成員）住 所  
氏 名  
電話番号

同 意 書

私（購入者に限っては世帯構成員全員）は、三沢市空家流通促進事業費補助金交付の申請にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、私（購入者に限っては世帯構成員全員）の納税状況を確認することに同意します。

- ・ 市民税
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険税

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

誓 約 書

三沢市空き家流通促進事業費補助金の交付申請に当たり、以下のことを誓約します。

- 1 対象となる空き家は、居住者または利用者がなく、売買を目的とする住宅であること
- 2 申請者が売主の場合、対象となる空き家を、配偶者又は二親等以内の親族に売却しないこと
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと（購入者に限っては補助対象世帯の構成員全員）
- 4 昭和56年5月31日以前に着工された住宅にあつては、耐震性に配慮するよう努めること
- 5 地域の良好な生活環境の維持や周辺環境との調和に留意するよう努めること
- 6 補助金の交付を受けた日から起算して10年以上引き続いて居住する意思を有すること
- 7 リフォーム・リノベーション工事については、市内に本店、支店等を有する法人及び個人事業主による工事であること

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

（申請者）住 所  
氏 名  
電話番号

令和8年度 三沢市空家流通促進事業費補助金申請取下届

年 月 日付で提出した令和8年度三沢市空家流通促進事業費補助金申請を下記の理由により取り下げます。

記

- ・ 取り下げの理由

---

---

---

様式第5号（第8条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和8年度 三沢市空家流通促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった三沢市空家流通促進事業費補助金  
については、審査の結果、下記のとおり交付の決定をしたので、令和8年度三  
沢市空家流通促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第6号（第8条関係）

指 令 番 号

年 月 日

殿

三沢市長

印

令和8年度 三沢市空家流通促進事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった三沢市空家流通促進事業費補助金  
については、審査の結果、下記の理由により交付することができませんので、  
令和8年度三沢市空家流通促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定によ  
り通知します。

記

・ 交付できない理由

---

---

---

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

令和8年度 三沢市空家流通促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け、三沢市指令第 号により交付決定を受けた三沢市空家流通促進事業費補助金の交付を下記のとおり変更したいので、令和8年度三沢市空家流通促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更の理由

3 添付書類

- ・第6条の添付書類のうち変更に係る書類
- ・その他必要な書類

様式第8号（第9条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和8年度 三沢市空家流通促進事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった三沢市空家流通促進事業費補助金  
変更承認申請については、審査の結果、下記のとおり変更の承認をしたので、  
令和8年度三沢市空家流通促進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定によ  
り通知します。

記

1 交付決定額

（変更前） 円

（変更後） 円

2 その他の変更事項

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

令和8年度 三沢市空家流通促進事業費補助金辞退届

年 月 日付け、三沢市指令第 号により交付決定を受けた三沢市空家流通促進事業費補助金の交付を下記の理由により辞退したいので、令和8年度三沢市空家流通促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により辞退届を提出します。

記

- ・ 辞退の理由

---

---

---

（添付書類）

三沢市空家流通促進事業費補助金交付決定通知書

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

（申請者）住 所

氏 名

印

電話番号

令和8年度 三沢市空家流通促進事業費補助金請求書

請求金額 金 円

ただし、年 月 日付け、三沢市指令第 号により交付の決定がありました補助金として上記のとおり請求します。

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

（申請者）住 所  
氏 名  
電話番号

令和8年度 三沢市空家流通促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け、三沢市指令第 号で交付決定のあった三沢市空家流通促進事業費補助金について、交付決定に係る事業が完了したので令和8年度三沢市空家流通促進事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業完了日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
2 申請額 \_\_\_\_\_円

算出根拠

	補助対象事業	補助対象経費	係数	交付申請額 (千円未満切捨)
①	不動産登記 (登録免許税額は除く)	円	× 1 / 2	円
②	家財整理、搬出	円	〃	円
③	取引仲介手数料	円	〃	円
④	リフォーム・リノベーション工事	円	〃	円
	合計交付申請額			円

※①～③は各種5万円、合わせて10万円を限度とし、④との併用は不可。

④は30万円を限度とする。

様式第12号（第14関係）

文 書 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長



令和8年度 三沢市空家流通促進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、三沢市空家流通促進事業費補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、令和8年度三沢市空家流通促進事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第13号（第16条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長



令和8年度 三沢市空家流通促進事業費補助金返還命令書

年 月 日付け、第 号で通知をした補助金（交付決定・確定）については、令和8年度三沢市空家流通促進事業費補助金交付要綱第15条の規定により当該交付決定の全部（一部）を取り消し、同要綱第16条の規定により補助金の返還を命ずる。

記

1 補助金返還額 円

補助金決定額（交付決定・確定）	円
補助金交付決定取消額	円

2 取消しの理由

3 補助金の返還期限 年 月 日